



[長野県は「SDGs未来都市」です]



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

新築住宅のZEH水準の適合義務化及び 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に係る検討状況について



しあわせ信州

諮問・審議経過と今後の予定

1 諮問・審議経過

令和6年度 第3回長野県環境審議会 令和6年7月29日(月)

議事:長野県地球温暖化対策条例の改正について(諮問)

長野県環境審議会

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会

第1回 令和6年9月18日(水)

議事:(1)委員長の選出等について

(2)長野県地球温暖化対策条例の改正について

第2回 令和6年11月25日(月)

議事:(1)ZEH及び再エネ設備の現状と今後の動向等に関する公聴会

(2)第1回専門委員会でのご意見等と今後の論点について

第3回 令和7年2月3日(月)

議事:長野県地球温暖化対策条例改正案(たたき台)について

2 今後の予定

建築・住宅関係団体等ヒアリング(意見照会)(令和7年2月~3月)

長野県環境審議会への中間報告(令和7年3月)

第4回専門委員会(令和7年5月頃)

長野県環境審議会への諮問①（令和6年7月29日環境審議会諮問書）

6環政ゼ第112号

令和6年（2024年）7月29日

長野県環境審議会会長 様

長野県知事 阿部 守一

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大のための長野県地球温暖化対策条例の改正について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

2050ゼロカーボンの達成に向けては、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大が不可欠であり、2021年度に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」において、2030目標として、建物分野においては、「全ての新築建築物のZEH・ZEBの実現」、再エネ分野においては、「住宅用太陽光22万件」を掲げています。

目標の実現に向け、県では、建物分野において、独自の外皮性能基準等を設定したZEHを上回る高い環境エネルギー性能を有する「信州健康ゼロエネ住宅」を提示し、助成金等により普及を促進するとともに、2022年度に長野県地球温暖化対策条例を改正し、既存の環境エネルギー性能の検討及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果の届出対象規模を拡大、省エネ計画概要書による報告・公表制度を創設し、建築主・設計者等の意識の高揚と業界全体の底上げを行っているところです。

また、再エネ分野において、既存住宅エネルギー自立化補助金及びグループパワーチョイス（太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入）により住宅用太陽光発電設備の普及を推進しています。

国では、建築物の脱炭素化に向けて、2025年度に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく現行省エネ基準の適合義務化、また遅くとも2030年度までに、同法に基づく誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、省エネ基準をZEH水準（BEI=0.8及び強化外皮基準）に引上げ・適合義務付け、誘導基準等の更なる引上げを行うとともに、継続的に基準等の見直しを行っていくこととしています。

また、他の地方公共団体においては、一定規模以上の建築物の建築に際し、太陽光発電設備など、再生可能エネルギー設備の設置を義務付け、再生可能エネルギーの普及拡大を促進している事例もあります。

2050ゼロカーボン実現に向けて見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会です。高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及を促すことにより、暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を目指しています。

このため、脱炭素化を一層促進する実行性のある取組が必要であることから、国等の動向も踏まえ、「国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」について貴審議会の意見を求めます。

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大のための長野県地球温暖化対策条例の改正について

ゼロカーボン推進室
建築住宅課

1 趣 旨

- 2050ゼロカーボンの達成に向けては、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大が不可欠であり、「長野県ゼロカーボン戦略」における建物分野及び再エネ分野の2030年度の目標は次のとおり。
 - ・ 全ての新築建築物のZEH・ZEB※の実現
 - ・ 住宅用太陽光22万件
- 2050ゼロカーボン実現に向けて見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会。高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及を促すことにより、暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を目指す。
- このため、脱炭素化を一層促進する実行性のある取組が必要であることから、国等の動向も踏まえ、次の2点について長野県地球温暖化対策条例の改正を検討したい。
 - ・ 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化
 - ・ 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化※ ZEH:「Net Zero Energy House」、ZEB:「Net Zero Energy Building」の略称。
(省エネ+創エネにより建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする建物のこと)

2 検討内容

- (1) 新築住宅のZEH水準適合義務化について
 - ・ 早期義務化の必要性及び内容 等
 - ＜参考＞ 脱炭素社会に向けた住宅における省エネ対策等の国の動向
2025年4月1日 現行省エネ基準の適合義務 →遅くとも2030年度ZEH基準の適合義務化（新築住宅のZEH基準適合率8割達成時）
- (2) 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化について
 - ・ 義務化の必要性及び内容 等

3 検討体制（案）

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置したい。

4 今後の予定（案）

令和6年7月29日	長野県環境審議会へ諮問		
以降	専門委員会の設置・調査審議	市町村への説明・意見照会	環境審議会へ中間報告
	環境審議会へ報告、審議会答申	パブリックコメント	
令和7年度中目途	条例案を県議会へ提出（議決後、公布。一定の周知期間を経て施行）		

専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名
一由 貴史	いちよし たかし	長野第一法律事務所 弁護士
川島 宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤 一利	さとう かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村 秀紀	たかむら ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学人文学部 准教授
前 真之	まえ まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江 将道	やすえ まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・「国のZ E H水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZ E H水準義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」について、2050ゼロカーボンの実現のためには、その必要性は認められる。 ・消費者目線でプラスになる点について、周知・説明を早めに実施することが大切 ・再エネについて、他の自治体の義務化の線引き（延床面積300㎡以上等）をそのまま適用すべきか否かについては検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050ゼロカーボンの実現のため、長野県地球温暖化対策条例を改正し、左記2点について義務化したい。 ・義務化に当たっては、建築主、設計者及び施工事業者等へ早期の周知を行うとともに、分かりやすく丁寧な説明を行う。 ・再エネについては、建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分（10㎡以上300㎡未満、300㎡以上2,000㎡未満、2,000㎡以上の3区分）を適用したい。
憲法・法律	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正により義務化した場合は、憲法の財産権の制約となる。 ・経済的自由権に対する規制に関しては、その具体的な当該規制措置について、規制の目的、内容、これによって制限される自由の性質を比較考慮した上で慎重に決定する必要がある。（合理性の基準） ・本件について、職業選択の自由には関わらないため、通常の「財産権」の問題として検討すればよいと考えられる。（職業選択の自由に関わる場合、立法府の裁量の幅は狭まる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務付けの対象範囲や要件等は、合理性の基準（目的の合理性と手段の相当性）を満たすよう設定したい。 ・Z E Hについては、国の義務化を前倒して義務化したい。 ・再エネについては、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、段階的な拡大を検討したい。
義務化の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・Z E Hについては、国の義務化の前倒しという趣旨からすると、県内のZ E H率が8割となるのを待つのではなく、時期を明確にした方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化の時期については、県内のZ E H率が8割にこだわらず、周知期間を設け、その間に事業者の技術力の向上を図るなど、全事業者がZ E Hへの対応が可能となる時期としたい。

第1回及び第2回専門委員会での主なご意見等②

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・日照不足の地域への配慮は必要 ・共同住宅への再エネの義務化は、都市部の駅前など条件がよい立地でないと採算が取れなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日照条件等による除外規定を設ける方向で検討したい。 ・共同住宅及び長屋については、導入義務とする再エネの設備容量の下限について検討したい。
供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者、設計者の技術力向上には時間がかかる。 ・講習会等の開催に係る金銭的な支援や行政の関与が必要（次年度以降は国の補助金がなく、今年度実施している断熱施工講習会が開催できなくなる可能性もある。） ・太陽光発電設備について、事業者が部材を共同調達することでコストを下げような施策が可能なのか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Z E Hについては、周知期間を設け、その間に技術力の向上を図るなど、全事業者がZ E Hへの対応が可能となるよう、講習会のあり方についても検討したい。 ・信州の屋根ソーラー認定事業者等へのヒアリングなどにより、確認したい。
支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策として、例えば、住宅ローンの借り入れ可能額の割り増しや固定資産税の減免など様々な政策を考えるべき。 ・金融機関を交えた政策研究会を立ち上げ、金融支援の在り方を検討してはどうか。（県と八十二銀行との連携協定も活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関と連携し、例えばローン借り入れ可能額の割り増しなどの金融支援の在り方等を検討したい。（八十二銀行との連携協定の活用もあわせて検討したい。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県は冬も含めて日射に恵まれた太陽光発電に最適な地域。住宅はもちろん、非住宅においても『Z E B』や Nearly ZEBを実現いただきたい。 ・長野県では、Z E H水準の断熱等級では不足すると思われる。等級6以上の早期普及策を具体化いただきたい。 ・良質な住宅を整備していくことは公共施策の一環であり、支援策を手厚くしていく中で全体のレベルを上げていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Z E Bについては、国の義務化も踏まえ、対応について検討したい。 ・等級6以上の早期普及については、「信州健康ゼロエネ住宅」の助成要件の引き上げ（等級6相当以上への助成に限る）などを検討したい。

長野県地球温暖化対策条例改正案(たたき台)(省エネ適合義務基準強化)

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、**全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。**

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、
共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

義務化の水準

BEI=0.8及び強化外皮基準
= 現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準

BEI	0.8			
UA値 / 地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
強化外皮基準 ZEH、等級5	0.40	0.50	0.60	

義務化の時期

条例改正：2025年度中目途

⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

ZEH率の推移

ZEH率：新築住宅のうちZEH水準（BEI=0.8及び強化外皮基準）に適合するものの割合

令和5年度 推計値：**62.1%**

令和6年度上期推計値：**70.6%**

施工者区分

◆県外資本

【ハウスメーカー】10社（以下略称）

大和、積水、ハーバル、一条、住友、パナ、三井、ミワ、セキスイハイム、トヨタ

【大手ビルダー】上記以外

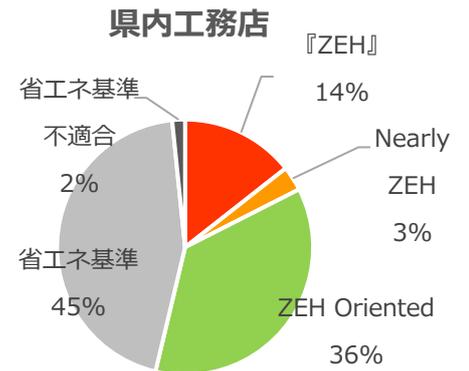
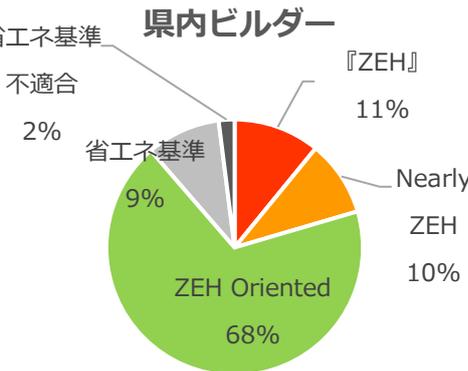
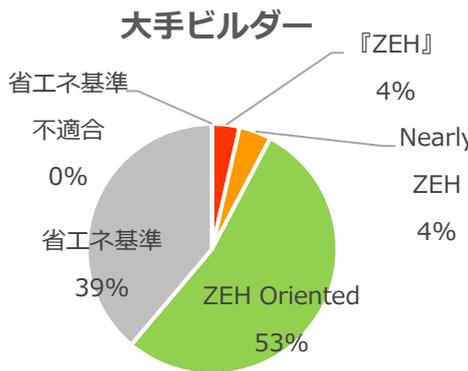
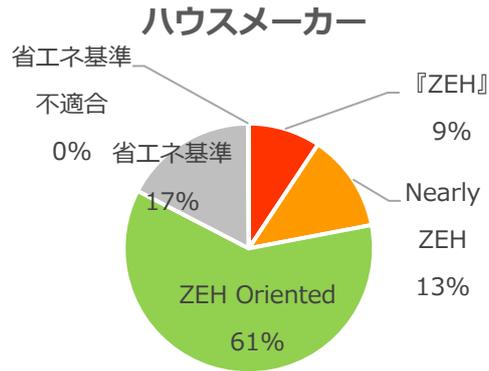
◆県内資本

【県内ビルダー】年間50棟以上 11社

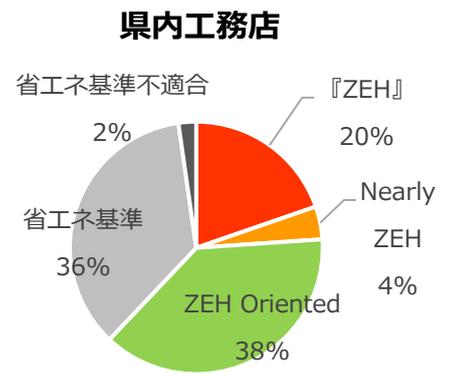
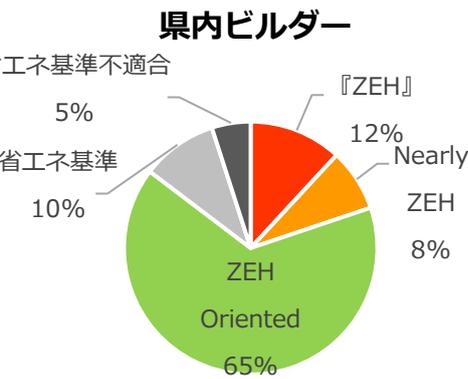
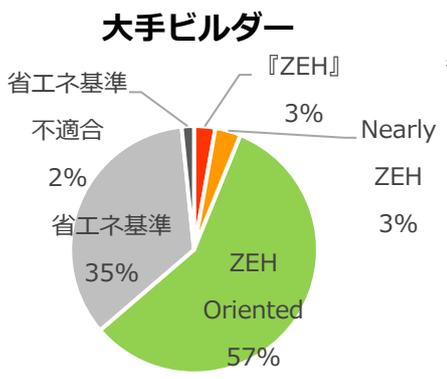
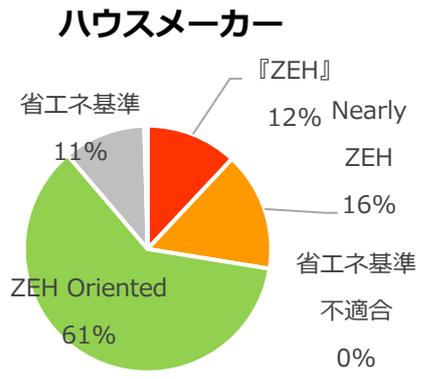
【県内工務店】上記以外

施工者区分別ZEH率

R5



R6
上期



ZEH水準に適合するもの 『ZEH』：強化外皮基準に適合、一次エネルギー削減率省エネのみ20%以上、再エネ等含む100%以上
 Nearly ZEH：強化外皮基準に適合、" 省エネのみ20%以上、" 75%以上100%未満
 ZEH Oriented：強化外皮基準に適合、" 省エネのみ20%以上

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物

法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※
※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡以上の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 (現行は求めに応じて説明)	説明義務（新設） 非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の導入検討義務（継続）	
	住宅	<p>再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）</p>	<p>再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 2万MJから20万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて遞増（1.7万MJ/年+10MJ×延床面積） (合理的な手法※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）) ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする</p> <p>【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域、日照条件が著しく不利な場合等） 等</p>

条例改正素案（たたき台）の考え方のポイント

◆ POINT 1

再エネ設備について、県民・事業者に、正確な情報を提供し、自主的な再エネ設備設置を促す。

◆ POINT 2

義務の対象者や対象とする建築物、義務付けるエネルギー量等は、合理性の基準のうち手段の相当性を満たすよう設定する。

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。